

活動内容欄の記入方法について

① 活動開始時

活動開始時間と場所（利用者宅等）を記載する。また、遅刻や想定外の出来事等があれば追記する。

② 活動場所、活動内容及び活動時間

活動場所、活動内容の記号（下記A～G）、具体的な活動内容及び活動時間（移動介助時間を含む）を記載する。

【活動内容】

- A 役所、福祉事務所、税務署等公的機関での用務等の場合の通訳・介助
- B 医療機関に受診、相談に行く場合の通訳・介助
- C 通所施設への通所等の場合の通訳・介助
- D サークル活動・交流会などの余暇活動等社会参加の場合の通訳・介助
- E 買い物、食事、郵便局、銀行、居宅内での情報提供など日常生活上必要な通訳・介助
- F 2人派遣については会議、講演会等長時間にわたる場合の通訳・介助
- G その他、府が必要と認めた場合の通訳・介助

【活動内容として認められない場合】

- (1) 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの。
 - ロ 総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳。
 - ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの。
- (2) 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

③ 意思疎通支援・移動援護

通訳・介助の内容について時系列に記載する。

活動した時間・場所、活動内容、盲ろう者の様子、活動中のトラブル、困ったこと、疑問に思ったこと等を具体的に記載する。また、他の制度（ヘルパーや同行援護等）も利用した場合は、内容と時間帯を記載する。

④ 活動終了時

活動の終了時間と場所（利用者宅等）を記載する。